

労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン案について (概要)

令和 7 年 9 月
国土交通省
不動産・建設経済局

1. 背景

建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和 6 年 6 月に第三次・担い手 3 法が改正されたところである。

当該改正のうち、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）については、令和 6 年 6 月の公布から 1 年 6 カ月を超えない範囲のうちに施行されることとされている。入契法第 12 条及び第 13 条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされている。

上記を踏まえ、入札金額の内訳に記載される労務費等がダンピングされているか否かを判断する調査が「労務費ダンピング調査」である。

現行のダンピング対策としては、国・特殊法人においては、「低入札価格調査制度」が活用され、地方公共団体においては、「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」が活用されており、またその基準については、最新の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（以下「中央公契連モデル」という。）水準以上のものとするよう国土交通省等から各発注者に対して要請がされている。

一方で、市町村を中心に、最新の中央公契連モデル水準の算定式が採用されていない団体や、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の対象となる工事が限定されているため、ダンピング対策の実施が十分でない団体も見られる。「労務費ダンピング調査」は、これらダンピング対策が不十分な団体を念頭に現行のダンピング対策を補完するものとして新たに実施する制度である。

2. ガイドラインの概要

本ガイドラインは公共発注者向けに、「労務費ダンピング調査」に使用する入札金額の内訳、及び具体的な「労務費ダンピング調査」の実施方法について示したものである。

3. 今後の予定

公表：令和 7 年 1 2 月頃